

広島県土地造成事業管理規程第七号

広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程

広島県土地造成事業財務規程（令和四年土地造成事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 一一六 (略) 七 電磁的記録 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第二条第一項第五号に規定する電磁的記録をいう。 八 (略)</p> <p>(たな卸資産等の支出区分) 第三十四条 (略) 一一三 (略) 四 資金前渡又は概算払（旅費を除く。）をしたもの 精算をしたとき。 五 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一一六 (略) 七 電磁的記録 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第一項第五号又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第二条第一項第五号に規定する電磁的記録をいう。 八 (略)</p> <p>(たな卸資産等の支出区分) 第三十四条 (略) 一一三 (略) 四 資産前渡又は概算払（旅費を除く。）をしたもの 精算をしたとき。 五 (略)</p>

附 則

この規程は、令和五年五月一日から施行する。